

# 前橋市総合防災マップの改訂について

危機管理室

## 1 改訂のあらまし

現行の防災マップについては、平成26年4月に、洪水被害が発生した場合の浸水想定区域や地震の震度状況、土砂災害警戒区域・特別警戒区域を記載した『総合防災マップ』を作成し、毎戸配布をしました。

しかしながら、近年多発する大規模な洪水災害を背景に、国は平成27年に水防法を改正し、洪水災害に係る浸水想定区域について、「河川整備において基本となる降雨」を前提とした区域から、「想定し得る最大規模の降雨（1000年に一度）」を前提とした区域に拡充しました。この法改正によって、本市の水位周知河川を管理する群馬県は河川の浸水想定を見直し、平成29年6月及び7月に『想定しうる最大規模の降雨』があった場合の浸水想定区域を公表したため、本市では『総合防災マップ』に記載されている浸水想定区域を見直し、さらには、平常時から防災意識の向上が図れるよう防災対策情報を掲載した『前橋市総合防災マップ』を作成し、毎戸配布することになりました。

## 2 前橋市総合防災マップの概要

### (1) 規格

- ・洪水・土砂災害ハザードマップ…A1版両面フルカラー（A4サイズ折り）
- ・防災啓発…A3版両面フルカラー（A4サイズ折り）

### (2) 地図面

縮尺：26,000分の1

### (3) 防災対策情報の内容

#### ア 洪水・土砂災害ハザードマップ

市内の災害特性を考慮し、主に土砂災害を警戒すべき地域である北部と主に洪水災害を警戒すべき南部に分けて自宅等で掲示しやすいようなA1版としました。

そのうえで、土砂災害を警戒すべき地域の凡例について土砂災害危険区域を『土砂災害警戒区域』『土砂災害特別警戒区域』に、土砂災害危険箇所を『土石流危険区域』『急傾斜地崩壊危険箇所』『土石流危険溪流』に色分けしました。

洪水災害を警戒すべき浸水想定区域については、平成29年6月及び7月に群馬県が公表した『想定しうる最大規模の降雨（1000年に一度）』があった場合に浸水する高さを5段階に色分けし、氾濫した河川の水流等で家屋が倒壊する恐れのある地域を『家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食・氾濫流）』と表示しています。

#### イ 防災啓発

それぞれの災害における市の対応と市民に取っていただきたい避難行動、日頃からの備えについて記載しました。

## 3 配布時期

広報まえばし5月1日号に合わせて毎戸配布予定

## 4 毎戸配布以外の配布場所

- (1) 危機管理室
- (2) 各支所・市民サービスセンター
- (3) 市ホームページ

※ PDF形式で掲載する他、『さーちずまえばし（前橋市地図情報システム）』にも掲載

## 5 その他

立ち退き避難が必要な地域や洪水災害時使用予定の避難所について、今後、該当地域に対して個別に説明を実施予定